全建労発第　３７号
平成 25 年 9 月 9 日

各都道府県建設業協会　会長殿

一般社団法人　全国建設業協会
会　長　淺　沼　健　一
（公印省略）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について周知依頼がありました。

なお、本改正政省令は、平成 25 年 10 月 1 日より施行されます。

つきましては、貴協会傘下会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上